

気象警報発令時の対応について

(1) 岸和田市に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

- ① 「午後1時現在、岸和田市にすでに発令されている場合」
「午前7時～事業所開始時間までに岸和田市に発令された場合」
・事業所は**臨時休業**となります。
- ② 「通所後に、岸和田市に発令された場合」
・**支援を中止**します（状況により、お送りの時刻の繰り上げや繰り下げを行います。）
※台風の有無に関わらず、「**暴風警報**」が発令された場合は、**臨時休業**となります。

(2) 岸和田市に「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」が発令された場合

- ① 上記警報については、平常通り開所することが原則となります。
- ② 安全上問題が生じる恐れがある場合は、送迎の時間の繰り上げや繰り下げを行う場合があります。

地震発生時の事業所対応について

(1) 岸和田市に地震が起きた場合

1、震度5以上

- ① 登校前（午前7時まで）⇒**臨時休業**
- ② 午前7時～事業所開始時間までの間⇒**臨時休業**
○在宅の場合は、通所させないでください。
○既に来所している場合は、安全確保を優先し、事業所のマニュアルに基づき対応します。
- ③ 事業所開所後⇒**支援中止**
○安全確保を優先し、事業所の事業所のマニュアルに基づき対応します。
- ④ 休日の翌日⇒**原則、臨時休業**

※事業所で安全に支援できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。

2、震度4以下

原則として**平常通り**支援します。

※余震の状況、事業所の施設や送迎ルート等の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、**臨時休業**、支援時間の繰り下げ等の措置を行います。

(2) 岸和田市に津波に関する警報が発令された場合

1、震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

2、震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

- ①通所前（午前7時まで）→**支援中止**
- ②午前7時～事業所開始時間までの間⇒**支援中止**
○まだ在宅の場合は、通所しないで下さい。
○既に登校している場合は、安全確保を優先し、事業所のマニュアルに基づき対応します。

※警報が解除される時間帯によっては、支援を行う場合があります。支援の有無については、保護者へ連絡します。

③事業所開所後⇒**支援中止**

○安全確保を優先し、事業所のマニュアルに基づき対応します。

※避難者の状況等により、支援の中止、事業の繰り下げ等を行う場合があります。

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

1、通所前に発信された場合

- 自宅待機とします。
- ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、**臨時休業**とします。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、**自宅待機を解除**します。
- 支援の再開等は、事業所からの連絡をお待ちください。

2、来所後に発信された場合

- 支援活動を中止します。
- 事業所内では、机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
- 完全に安全が確認されてから、支援を再開します。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、**まずは事業所で保護**します。その後の行動については、事業所からの連絡をお待ちください。

3、送迎中に発信された場合

- 事業所か家、近い方に向かいます。
- 選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「建物が近くにはない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等を実行します。
- 送迎中の安全確認について、ご家庭と事業所間で情報収集の方法や対応等について、話し合っ最善の対応を検討します。